

岩手県告示第890号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第50条第2項の規定により、次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の認可があったものとみなされた。

平成26年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 大槌町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 大槌都市計画安渡第1地区小規模団地住宅施設整備事業
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 大槌町安渡三丁目及び大槌第28地割の各一部
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成26年12月26日から平成29年3月31日まで
- 5 都市計画法第59条第1項の認可があったものとみなされた日 平成26年12月26日